

平川市立尾上中学校 学校いじめ防止基本方針 ～対応マニュアル～

平成30年3月改訂

◆ はじめに ◆

この平川市立尾上中学校「学校いじめ防止基本方針」～対応マニュアル～は、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）及び、平成29年10月に改定された「青森県いじめ防止基本方針」、平成30年3月に改訂された「平川市いじめ防止基本方針」を受けて、いじめに関する基本的な考え方を明らかにした上で、本校がいじめ問題への対応を展開していく際のルール、考え方や方法について示すものです。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を奪う重大な権利侵害行為である。また、その行為により児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。このことから、本校においては、「いかなる理由があろうとも、いじめは人間として絶対に許されない」という認識の下、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）のための対策に取り組んできました。

平川市立尾上中学校「学校いじめ防止基本方針」は、本校の児童生徒の尊厳を保持するため、市・学校・家庭・地域住民、その他関係者の連携の下、学校や教育委員会がこれまで取り組んできた、いじめの防止等のための対策を生かしながら、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

目 次

ページ

はじめに	
I いじめに関する基本的な考え方	1
1 いじめとは（いじめの定義）	1
2 いじめの特質	1
II いじめに取り組む体制組織の整備	2
1 いじめに関する協議会について（市教委等を主として）	2
2 いじめに関する市教委の附属機関として	2
3 いじめに関する対策組織について（学校を主として）（4月周知義務）	2
4 いじめに関する対応の組織	3
5 いじめ問題に対する各組織とその役割	4
6 学校及び市教委、附属機関における事案取扱いの流れ（重大事態発生時）	4
III いじめの未然防止	5
1 児童生徒及び相互の人間関係を知る	5
2 いじめの未然防止の土壌をつくる①	5
3 いじめの未然防止の土壌をつくる②	6
4 いじめの未然防止の土壌をつくる③（学校体制の4月周知義務化）	6
IV いじめの早期発見	7
1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには	7
2 いじめの発見のきっかけ	7
3 いじめの態様	7
4 いじめが見えにくい理由	8
5 早期発見のための手だて	8
6 相談しやすい環境づくりをすすめる上での留意点	9
V いじめ発生への事案対処（発生時の対策組織で対応）	10
1 いじめ対応の基本的な流れ（必ず記録を残す（義務化））	10
2 いじめを発見した際の対応（必ず組織で対応する（義務化））	10
3 いじめ解決に向けての対応（必ず保護者に伝達する（義務化））	11
4 いじめの解消（2つの要件を満たしていることが条件）	12
5 いじめ解決が遅れないようにする留意点（一例）	12
VI ネット上のいじめへの対応	13
1 ネット上のいじめとは	13
2 ネット上のいじめ未然防止のためには	13

3 ネット上のいじめ早期発見・事案対処のためには	14
Ⅶ いじめ対応フローチャート	15
1 平常時（平常時の対策組織を中核に必ず取り組むこと）	15
2 いじめ発生時（発生時の対策組織を中核に必ず取り組むこと）	15
3 重大事態に至るいじめ発生時（学校と市教委が即座に連携）	16
Ⅷ 学校いじめ防止プログラム（例）	17
Ⅸ 学校に求められる各関係機関及び地域等との連携	18
1 市教委との連携について	18
2 出席停止措置について	18
3 警察との連携について	18
4 地域等その他の関係機関等との連携について	18

1 いじめに関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して未然防止、早期発見、事案対処に取り組むことが重要である。

いじめには、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進め、必要に応じて市教委及びその附属機関、諸関係機関と連携して取り組む必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、各校における全教育活動と密接にかかわっており、すべての教職員が日々留意しながら、これを実践することが求められる。

1 いじめとは

●いじめの定義 [いじめ防止対策推進法第2条等を参照]

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

また個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に、この定義の「心身の苦痛を感じているもの」等に関わらず、いじめを訴えた児童生徒の立場に立ち、児童生徒を守るという立場で対応するものとする。

2 いじめの特質

いじめ防止には、「いじめ」の特質を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめが認知された場合の「事案対処」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、全教職員がもつべきいじめについての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである（いじめの芽はどこにでもある）。 ※積極的な認知が求められる。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
※けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ④ いじめはいじめられる側には非はない。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する場合がある。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会等すべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II いじめに取り組む体制組織の整備

いじめは、前述の通り、学校・家庭・地域と行政等が一体となって取り組んでいかなければならないものであり、状況に応じて適切な組織による対応が求められる。また、各組織が児童生徒や家庭・地域の実態に応じて効果的に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行うことが必要となる。

特に子どもたち同士の関わりの場となっている「学校」では校長のリーダーシップのもと「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行うことが求められる。そのためには、早期発見、事案対処はもちろんのこと、いじめを生まない土壌をつくるための「予防的」「継続的」な取組を、全教育活動を通じて展開しなければならない。

1 いじめに関する協議会について（市教委等を主として）

市教委は、いじめ問題解決をすすめる諸関係機関の連携強化を図る組織として各関係機関の代表で組織する「平川市いじめ問題対策連絡協議会」（いじめ防止対策推進法第14条第1項：以降法律名を省略）と連携する。そこで、市内小中学校におけるいじめに関する情報交換や国及び県の動向等についての協議を踏まえ、本市としての対策について協議し、学校の指針となる「平川市いじめ防止基本方針」の共有・評価・改訂等を行う。

2 いじめに関する市教委の附属機関として

市教委は、重大事態またはそれに準ずるいじめ発生時を中心に、市教委が委嘱する各関係機関の代表で構成する附属機関として「平川市いじめ防止対策審議会」（第14条第3項）を必要に応じて招集し、学校・市教委・対策審議会が連携して、市内小中学校におけるいじめ調査及び終息に向けた取組を進める。

3 いじめに関する対策組織について（学校を主として） **4月周知義務化**

各校においては、「平川市いじめ防止基本方針」を受けて「学校いじめ防止基本方針」を作成し、いじめに関する組織として、平常時は校長が任命した職員（教頭、学年主任、生徒指導主任・主事、養護教諭）、**心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者（SC、SSW、学校医など）**をメンバーとして平常時の対策組織を設置する。

いじめ発生時においては、全職員を原則として、発生時の対策組織を**立ち上げ**、状況等に応じて柔軟に役割を分担し、事案によっては市教委等と連携して（第23条第2項）対応することとする。なお、学校は諸関係機関、保護者、地域にも組織への参加要請を行うこととする（第28条）。

また、重大事態発生時においては、重大事態発生時対策組織を**立ち上げ**、学校は市教委に迅速に第一報を入れ、それを受けた市教委は調査主体を判断し、市教委が調査主体となった場合は、「平川市いじめ防止対策審議会」を招集する。また、市教委は第一報を受けた時点から、随時市長へ状況を報告する。

策定した学校いじめ防止基本方針や組織については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容（体制や対応）を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。あわせて、学校の対策組織は相談・通報の窓口であることも伝える。

4 いじめに関する対応の組織（※関連する条項も記載）

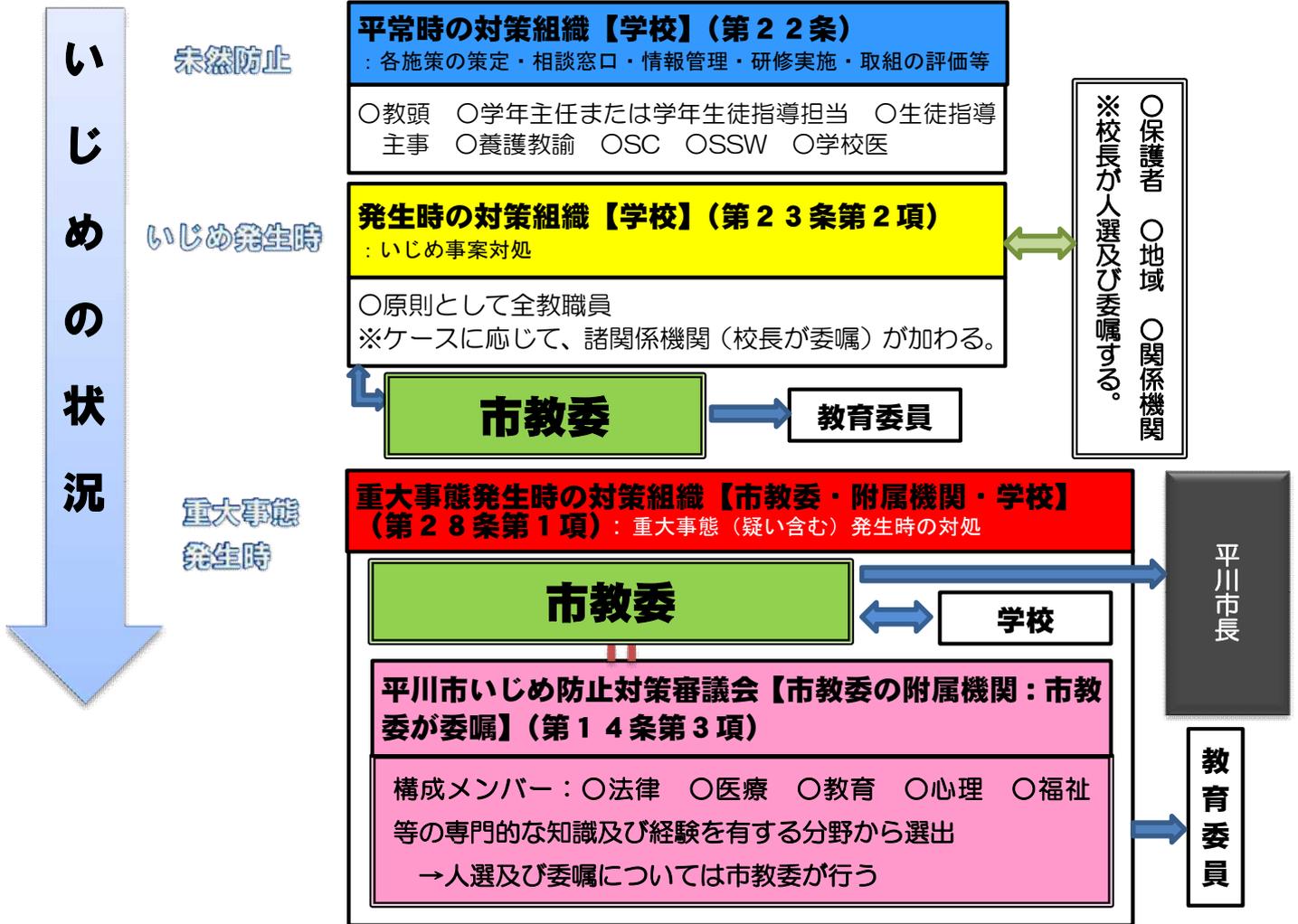
① いじめ問題解決をすすめる諸関係機関等の連携強化を図る組織

市教委

平川市いじめ問題対策連絡協議会（第14条第1項）

○校長会 ○市教委 ○健康福祉部 ○児童相談所 ○警察
○民生委員・児童委員 ○人権擁護委員 ○市連合PTA
○市教委が必要と認める者→人選及び委嘱については市教委が行う

② いじめ問題解決に取り組むための実行的な組織



平川市における重大事態の定義（第28条第1項、第28条第2項）

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性疾患を発症した場合 等を想定
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

5 いじめ問題に対する各組織（※1～3の市教委及び附属機関）とその役割

平川市いじめ問題対策連絡協議会
（市教委と連携し、年1～2回定例会を開催。以下が構成員となる。）

○校長会 ○市教委 ○健康福祉部
 ○児童相談所 ○警察 ○民生委員・児童委員
 ○人権擁護委員 ○市連合PTA ○市教委が必要と認める者
 →人選及び委嘱については市教委が行う

◎児童生徒育成に関係の深い構成員（10以下の名体制・任期2年）とし、毎年1～2回、市教委との定例会を開催（必要に応じ追加回開催することも可能）する。

- ① 市教委といじめ問題に関する現状についての共通理解を進め、各関係機関との連携を図る。
- ② いじめ問題に関する国や県の動向を受け、より地域的・時勢的に合致した取組について協議し、市の方針の共有・評価・改訂等を進める。

連携

市教委

平川市いじめ防止対策審議会
（市教委の附属機関であり、必要時に招集。以下が構成員となる。）

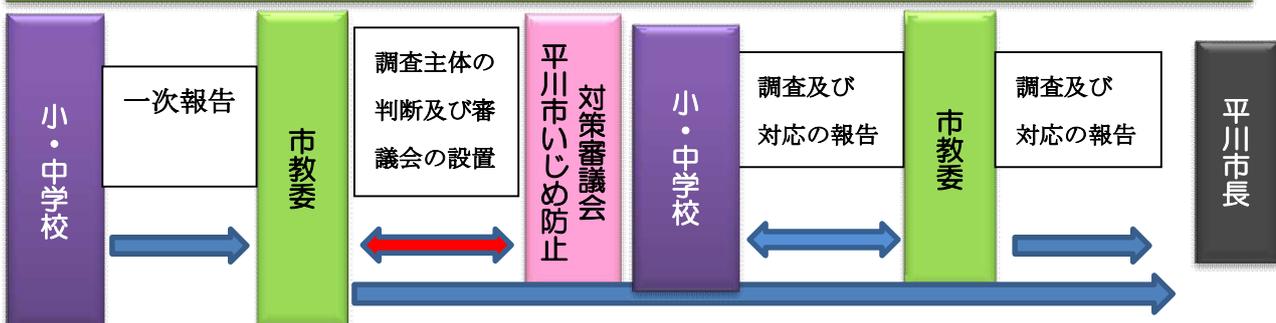
○法律 ○医療 ○教育 ○心理
 ○福祉 等の専門的な知識及び経験を有する分野から選出

- ① 平川市いじめ問題対策連絡協議会と協議し、いじめ問題に関する情報交換及び市としての対応等について協議する。
- ② 未然防止・早期発見・事案対処のための取組について学校・家庭及び地域に周知する。
- ③ 学校から報告を受け、学校及び家庭に対し必要な支援及び指導助言を行う。
- ④ 重大事態事案の調査主体を、**対策審議会と連携して**判断する。
 →教育委員会が調査主体となった場合は、**対策審議会を招集する。**
- ⑤ 重大事態事案について市長に報告する

◎第三者を構成員（5名体制、任期2年）とする（特別の事項を調査審議させるため必要があれば、臨時委員を若干名置く）。

- ①市教委の諮問機関の位置づけをとり、有効な対策を検討するため審議する。
- ②第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- ③学校が調査主体となった場合において、市教委が必要と判断した場合設置され、学校の調査に対して助言をする。
- ④市教委が調査主体となった場合、学校における重大事態の調査及び解決に向けた取組を行う。

6 学校及び市教委、附属機関における事案取扱いの流れ（重大事態発生時）



Ⅲ いじめの未然防止

いじめ問題において、**平常時の対策組織を中核として**、まずは「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、常に、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。児童生徒の特性、保護者の意識、地域・学校の実態等を把握したうえで、年間を見通した予防的、継続的な取組を計画・実施する必要がある。

1 児童生徒及び相互の人間関係を知る

① 教職員の気づきが基本

児童生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。時には同じ目線でものを考え、共に笑い、涙し、怒るなどの人間的な触れ合いと、児童生徒と共に歩む姿勢が必要である。その中で、子どもの些細な言動から置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

② 実態把握の方法

児童生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ防止への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、児童生徒や保護者を対象とした教育相談はもちろんのこと、生徒指導アンケート、各種調査や生活ノート等のやりとりは今後も継続的に取り組むべきである。また、意識調査や学級内の人間関係を捉える調査、児童生徒のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等も、実態把握の方法として有効である。あわせて、配慮を要する児童生徒の進級や進学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

2 いじめ未然防止の土壌をつくる①

児童生徒にとって教師の姿勢は、重要な教育環境のひとつである。教職員がすべての児童生徒に対して教育的な愛情をもち、児童生徒が自らを価値ある存在として大切に思う「自尊感情」を育む学級経営を充実させることが大切である。

① 児童生徒との信頼関係を築く

児童生徒は、教師の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、児童生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は児童生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

② 教職員の協力協働体制を築く

温かく、質の高い教育活動を展開していくためには、教職員が共通理解をはかり、一枚岩となって取り組むことが必要である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築することが求められる。

③ 自尊感情を高める学習活動を実現する

授業をはじめ行事など学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれを認

め合う活動が必要である。その中で、教職員の児童生徒への温かい声かけだったり、「認められた」「人の役に立った」という経験が児童生徒を成長させる。このような機会を継続的に実現することが求められる。

④ コミュニケーション能力育成を重視した特別活動を実現する

児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための感受性を身につけ、対等で温かい人間関係を築くために、他者と関わる機会を増やしていくことが必要である。また、そのための具体的なスキルを身につけるためのプログラムを取り入れることも求められる。

3 いじめ未然防止の土壌をつくる②

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することである。「いじめは、相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」という意識を一人一人の児童生徒に徹底させるとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の充実を図る必要がある。

道徳教育の充実

未発達な道徳的判断力や規範意識の低さ等から起こる「いじめ」に対し、道徳教育の充実は不可欠である。

とりわけ、現在の児童生徒は、社会との関わりが少ないことから、福祉、ボランティア活動や就業体験等、具体的な体験活動と密接な関連を図りながら、道徳の時間の充実を図ることが求められる。

4 いじめ未然防止の土壌をつくる③ 学校体制の4月周知義務化

保護者・地域との連携

いじめ未然防止には保護者や地域との連携は欠かせない。

策定した学校いじめ防止基本方針やこれに基づく組織については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

このことを前提として、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設け、家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、PTA研修会や学校・学年・学級だより等による広報活動を積極的に行うことが求められる。

また、開かれた学校づくりの推進に努め、日頃から保護者や地域との連携を強める取組を進めておくことが、いじめ未然防止に留まらず、学校運営全般においても大きな力となる。

IV いじめの早期発見

いじめは、**早期発見が重要である**。早期発見のために、日頃から教職員と児童生徒の信頼関係の構築に努めることが大切であるが、いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいという側面を持っている。**けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある**。そのためには、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報を収集することが大切である。**教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに（法第23条1項に違反し得る）、直ちに全て当該組織に報告・相談する**。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとに記録するなどして、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

- ※・けんかやふざけ合いだと安易に判断しない。
- ・教職員個人による抱え込みは法的に禁止。
- ・記録を必ず残す。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

① 児童生徒の立場に立つ

一人一人を大切にその個性と向き合い、人権尊重を意識した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、児童生徒の言葉をきちんと受けとめ、いじめられた児童生徒の立場に立って守り抜くという姿勢が大切である。

② 児童生徒を共感的に理解する

教師は、児童生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、児童生徒の気持ちを共感的に受け入れるカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

2 いじめ発見のきっかけ

教職員による発見のうち、アンケート調査等による発見が非常に多い。小学校では学級担任制のため担任による発見が多く、中学校では教科担任制のため担任以外の発見が増えている。また、いじめの訴えについては小学校から中学校へと学年が進むにつれて、本人からの訴えによる発見が多くなる。

調査結果から見えるポイント

- 中学校では、担任以外の教職員の発見が多いことから、教職員の情報共有の在り方が大切になる。また、本人からの訴えも増えるため、訴えがあったときの対応が重要になる。
- 小学校での「本人からの訴え」など、上記のいじめ発見のきっかけのうち、割合の少ない訴えが起こった場合は、いじめが相当深刻で進行していると考えられ、そうした意識で対応する必要がある。

3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童生徒を守り抜くという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

《 分類 》	《 抵触する可能性のある刑罰法規 》
ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ……………	▶ 脅迫、名誉毀損、侮辱
イ 仲間はずれ、集団による無視 ……………	※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……………	▶ 暴行
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……………	▶ 暴行、傷害
オ 金品をたかられる ……………	▶ 恐喝
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……………	▶ 窃盗、器物破損
キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ……………	▶ 強要、強制わいせつ
ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……………	▶ 名誉毀損、侮辱

4 いじめが見えにくい理由

●いじめは大人の気づきにくいところで行われている

いじめは大人の目に付きにくい態様、時間や場所を選んで行われている。

- ①無視やメールなど客観的に状況を把握しにくいケースが多い。
- ②遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。

●いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている児童生徒には、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働くものである。

●ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われると判断した場合は、保護者が即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

5 早期発見のための手だて ※確実に実施し、情報提供すること

いじめ実態調査アンケート

～実施時の配慮とアンケートの取り扱いに注意～

各校では、定期的に実施するだけでなく、必要に応じて随時調査を実施することも大切であり、実施したアンケートは児童生徒が卒業するまで保管する。また、いじめられている子どもにとっては、その場で記入できない場合も考えられるため、状況に応じて記名、無記名、持ち帰り等の配慮も必要である。加えて、アンケートはあくまでも発見の手立てのひとつであるという認識も必要である。

教育相談

～気軽に相談できる雰囲気づくりの醸成を～

日常生活の中での教職員の声かけ等、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と児童生徒の信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、児童生徒や保護者を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。

基本的には学級担任による教育相談が設定されるものであるが、状況に応じて学級担任以外の先生による相談機会を行うことも必要である。

日々の観察

～授業時間以外にも配慮を～

いじめの多くは授業時間以外に発生している。未然防止・早期発見の観点からも、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童生徒の様子に目を配る。「児童生徒がいるところには、教職員がいる」ことを心がけ、児童生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることも大切である。

観察の視点

～集団をみるための連携した見取りが必要～

成長の発達段階からみると、児童生徒は低・中学年以降からグループを形成し始め、この時期にいじめが発生しやすくなる。この時期をどのように過ごしてきたのかなど情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、どんな人間関係があるかを把握する必要がある。また、積極的に他の教職員と情報交換し、多くの目で子どもたちを見る必要がある。

日記の活用

～コメントのやりとりから生まれる信頼関係と留意点～

学校毎にある生活ノート等のコメント欄を十分に活用して、担任と児童生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築される。気になる内容に関しては、書面によるやりとりだけでお互いの誤解を招かないよう、教育相談や家庭訪問等を実施して、直接顔を合わせて対応するなどの情報収集及び情報共有が求められる。

6 相談しやすい環境づくりをすすめる上での留意点

児童生徒が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意する必要がある。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、情報が入らなくなり、いじめが潜在化することもある。

① 本人からの訴えには

●心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守り抜くからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守り抜く手だてを考え、早急に対応しなければならない。場合によっては、保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、学級担任を中心に、スクールカウンセラーなどとも連携をはかりながら本人の心のケアに努めるとともに、心身の安全を保証する。

●事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

② 周りの児童生徒からの訴えには

●いじめを訴えたことにより、その児童生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童生徒から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

●「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないことを伝えて安心感を与える。

③ 保護者からの訴えには

●保護者がいじめに気づいた時に即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

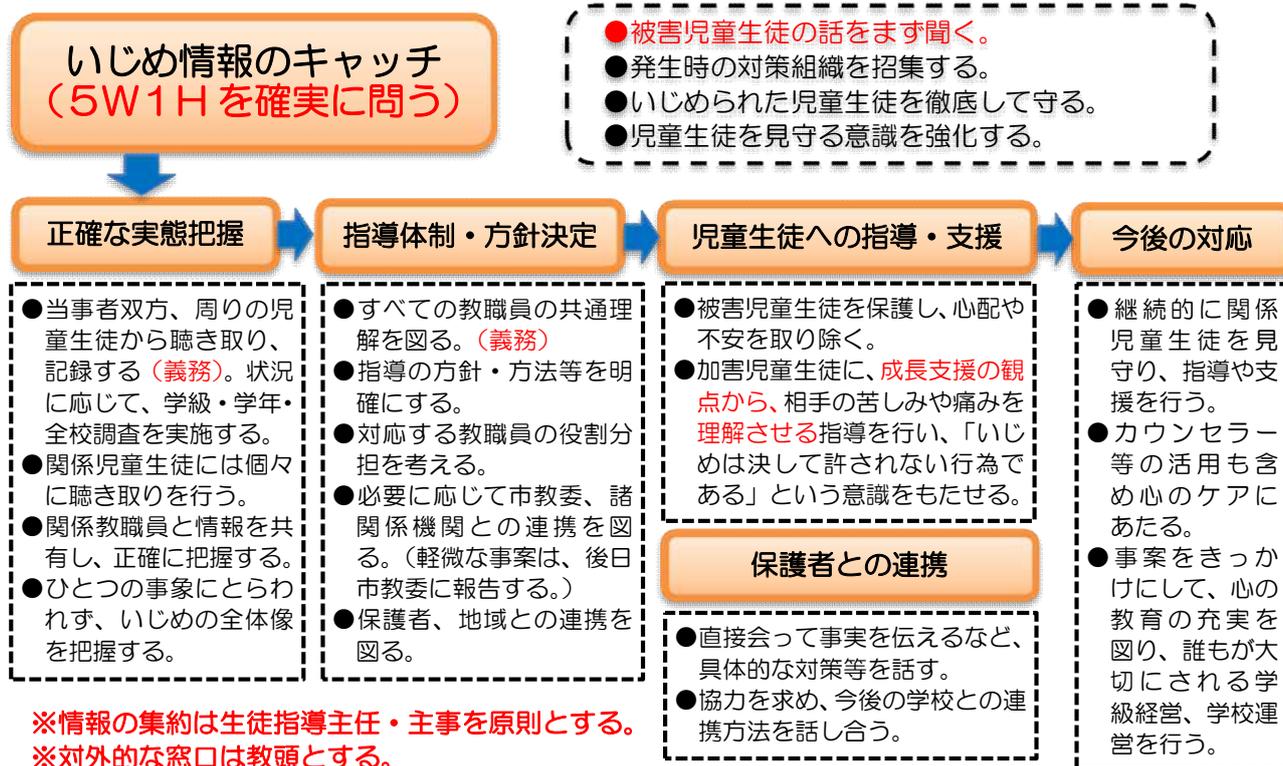
●問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、児童生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡することが必要である。

●児童生徒の問題点などを一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して、第一に傾聴することが大切である。

V いじめ発生への事案対処（発生時の対策組織で対応）

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、発見者が一人で抱え込まず（法第23条1項に違反し得る）、解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に取り組む必要がある。

1 いじめ対応の基本的な流れ 必ず記録を残す（義務化）



2 いじめを発見した際の対応 必ず組織で対応する（義務化）

いじめが行われている現場を発見した教職員は、その時に、その場でいじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係児童生徒に適切な指導を行わなければならない。あわせて、直ちに管理職に報告し、学級担任、学年主任、生徒指導主任・主事に連絡し、組織的対応をとらなければならない。

① いじめられた児童生徒・いじめを知らせた児童生徒を守り通す

- いじめられていると相談に来た児童生徒や、いじめの情報を伝えに来た児童生徒からまず話を聞く。話を聴く場合は、他の児童生徒の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、被害児童生徒と加害児童生徒を別の場所で事実確認を行うことが必要である。
- 状況に応じて、被害児童生徒、いじめ情報を伝えた児童生徒を徹底して守り抜くため、登下校時、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目が届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- まず、いじめの被害・加害側の児童生徒両方から事実確認を行う。そして、いじめに至った経過や心情などを聞き取るとともに、周囲の児童生徒や保護者などからも情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生指担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報例

- ◆誰が誰をいじめているのか？ ……………【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？ ……………【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ ……………【内容】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ ……………【期間】
- ◆いじめのきっかけは何か？ ……………【背景と要因】

注意

児童生徒の個人情報はその取扱いに十分注意しなければならない。

3 いじめ解決に向けての対応 必ず保護者に伝達する(義務化)

① 被害側の児童生徒に対して

児童生徒に対して

- 被害児童生徒から先に、事実確認とともに、必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

保護者に対して

- 発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導の方策を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で児童生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談して欲しいことを伝える。

保護者から不信感をもたれる
教職員の言葉

・お子さんにも悪いところがあるようです。 ・家庭に問題はありますか。
・クラスにはいじめはありません。 ・どこかに相談にいかれてはどうですか。

② 加害側の児童生徒に対して

児童生徒に対して

- いじめた気持ちや状況などについて詳しく聞き、児童生徒の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなどの教育的配慮を踏まえ、成長支援の観点を持ちつつも、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることや、時には法的に裁かれるものになるのだということを伝える。
- いじめられる側の気持ちを認識させ、自分の言葉でそれを表現させる。

保護者に対して

- 正確な事実関係をできるだけ早く説明し、被害児童生徒やその保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導及び学校への協力を依頼する。
- 児童生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

平素からの一層の連携・啓発
が必要な保護者からの言葉

・いじめられる理由があるのだろう。 ・学校がきちんと指導していれば…。
・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

③ 周りの児童生徒に対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることであると理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であると理解させる。
- いじめ問題について話し合い、自分たちの集団の問題として意識させる場面を増やす。

④ 留意点

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠らない。
- 教育相談、生活ノート等の活用で積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた児童生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自己肯定感を高めるような関わりを増やす。
- 被害側・加害側の児童生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用等を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組む実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4 いじめの解消（2つの要件を満たしていることが条件）

- いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

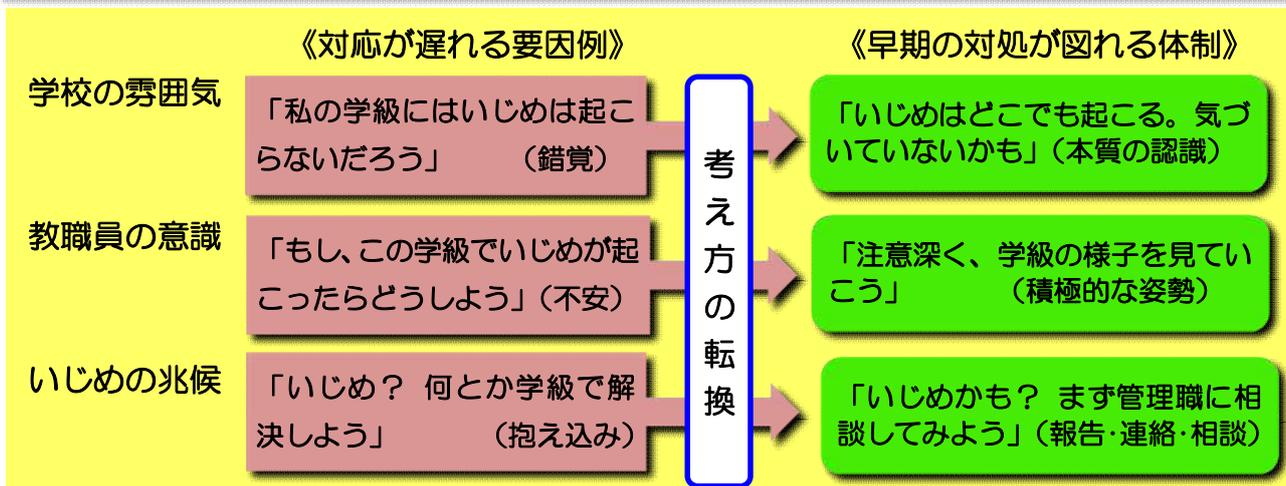
① いじめに係る行為が止んでいること（3ヶ月を目安とする）

- いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が少なくとも3ヶ月止んでいること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

5 いじめ解決が遅れないようにする留意点（一例）



VI ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、児童生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、情報端末を使用した時の表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。また、他の児童生徒からの情報やネットパトロールからの情報収集も大変効果的である。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、個人情報の流出、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 ネット上のいじめとは

パソコンやスマートフォン、携帯電話等の情報端末を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をSNSやWebサイトの掲示板などに書き込んだりする方法により、いじめを行うもの。

トラブルの事例

児童生徒が事件に巻き込まれた事例だけでなく、児童生徒がインターネットをどのように使っているか保護者ととも調査することも必要である。

ネット上のいじめ

- メールでのいじめ
- SNSやブログでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ

特殊性による危険

◆加害者は匿名性により、自分だと分からなければ何を書いてもかまわないと感じ、安易に誹謗中傷が書き込まれるが、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

■SNSから生じたいじめ

A君が友達数人に限定したサイト(SNS)だからと安心して、B君の悪口を書き込みました。それをC君がコピーし他の掲示板に書き込み、B君が知ることになりました。その後、同掲示板にA君への誹謗中傷が大量に書き込まれました。

◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい

◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

■動画共有サイトでのいじめ

A君は、クラスの数人からプロレス技をかけられていました。その様子は携帯電話でも撮影されていました。そして過激な映像が目される動画共有サイトに投稿されました。

◆一度流出した個人情報は、回収することがきわめて困難であり、また不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

ブログ・・・「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるWebサイト。
SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制のWebサイト。

2 ネット上のいじめ未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

① 保護者会等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

- 児童生徒のパソコンやスマートフォン、携帯電話等の情報端末を第一義的に管理するのは家庭であり、まずはそれらを持たせる必要性について検討すること。その上でフィルタリングだけでなく家庭において児童生徒を危険から守るためのルールづくりを確実にすること。

- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン等特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に、児童生徒に深刻な影響を与える可能性があることを認識することが大切であること。

〈早期発見の観点から〉

- 家庭では、情報端末を利用したときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童生徒が見せる小さな変化に気づいた場合には躊躇なく問いかけ、心配な場合には即座に学校等へ相談すること。

② 情報モラルに関する指導の際の留意点

インターネットの特殊性による危険や児童生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性による危険とは〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、いじめ加害者だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、回収できないこと。

【児童生徒の心理】

匿名で書き込みができるなら…
自分だと分からなければ…
誰にも気づかれず見られていない…
あの子がやっているなら…
動画共有サイトで目立ちたい…

3 ネット上のいじめ早期発見・事案対処のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- SNSトラブル、書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

書き込みや画像の削除に向けて（中学校を例に）

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。
※学校非公式サイト上の削除も同様

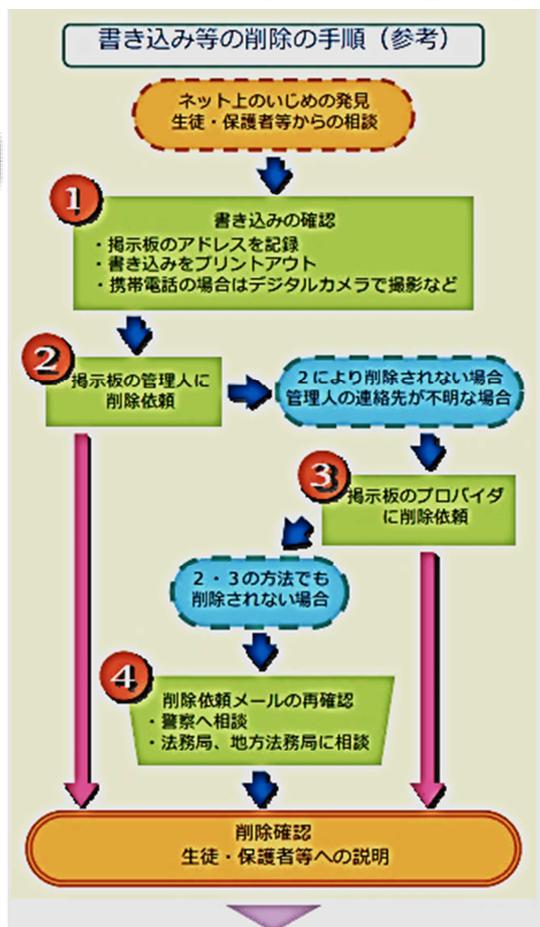
〈指導のポイント〉

- 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙されること。

チェーンメールの対応

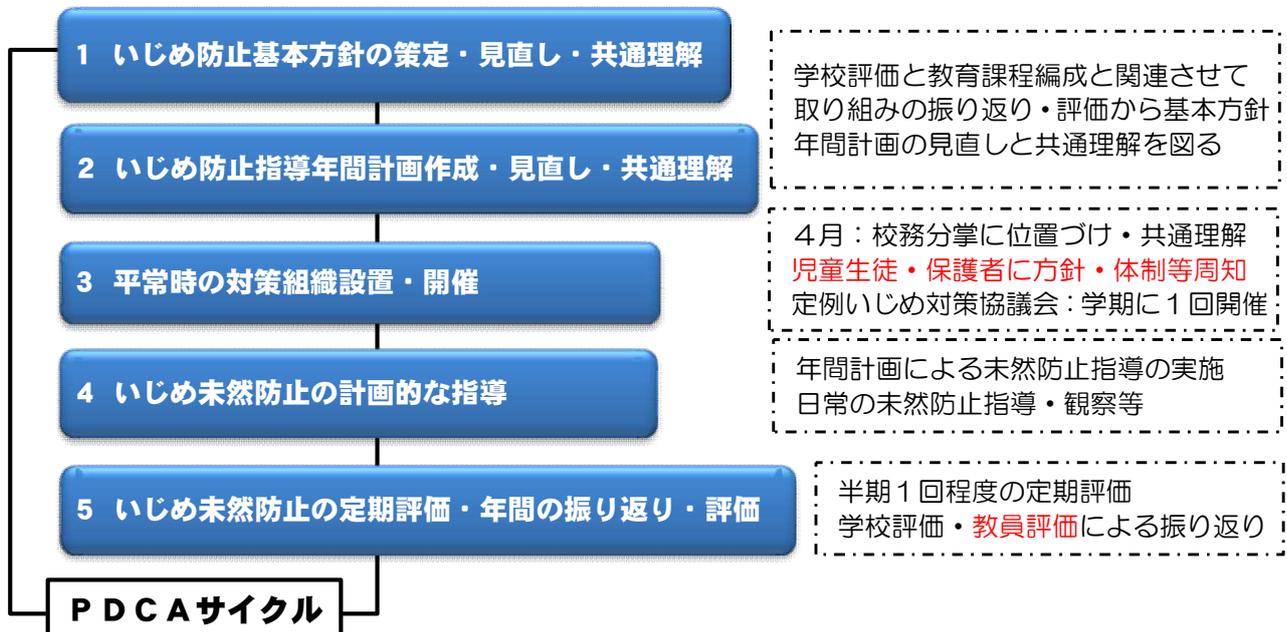
〈指導のポイント〉

- チェーンメールの内容は架空のものであり、転送しないことで不幸になったり危害を加えられたりすることはないこと。
- 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により「ネット上のいじめ」の加害者となること。

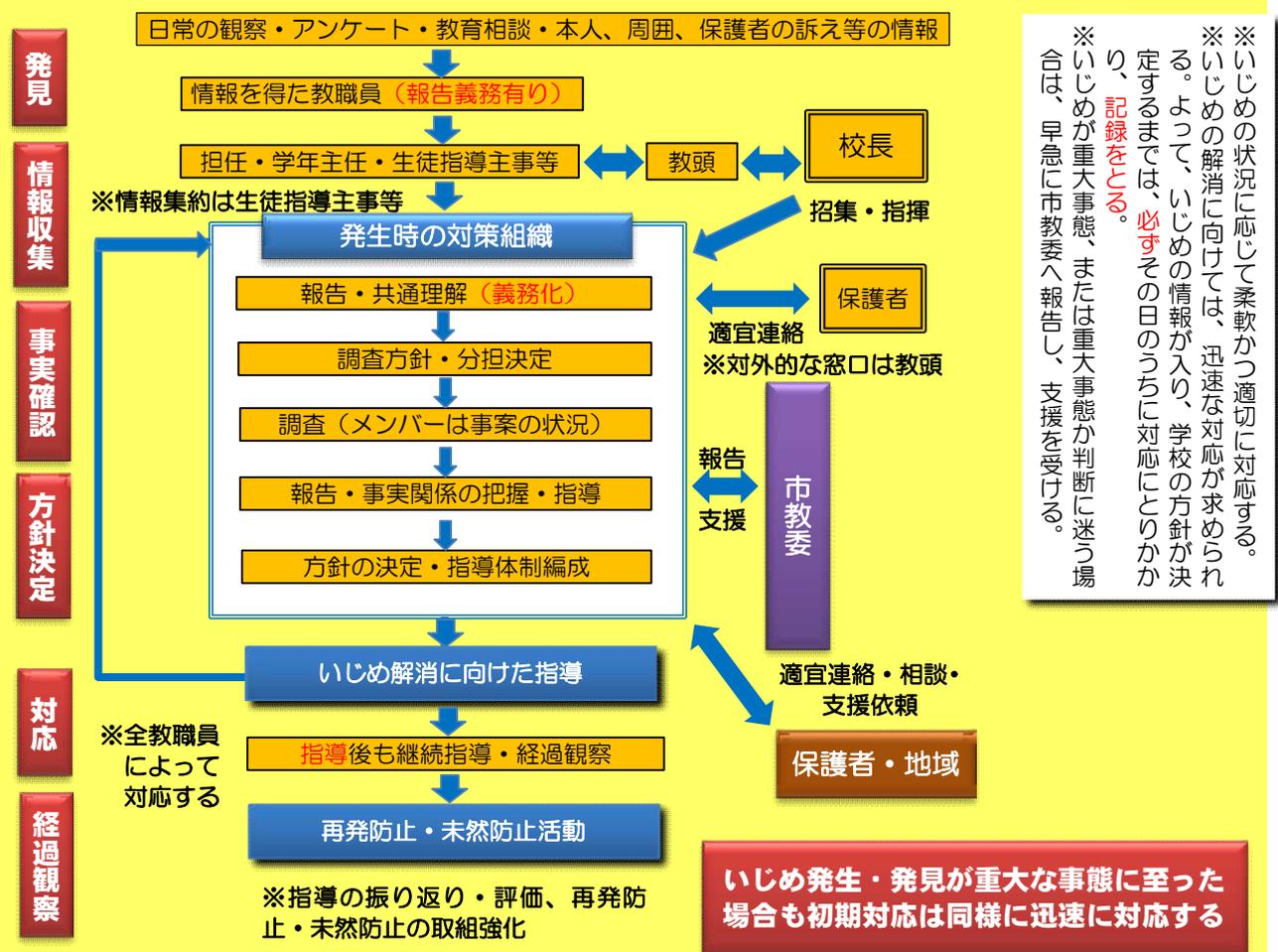


VII いじめ対応フローチャート

1 平常時 (平常時の対策組織を中核に必ず取り組むこと)



2 いじめ発生時 (発生時の対策組織を中核に必ず取り組むこと)



3 重大事態に至るいじめ発生時（学校と市教委が即座に連携）

重大事態が発生した（疑いの場合も含む）場合の学校対応

- 「いじめの重大事態の調査に係るガイドライン（平成29年3月 文部科学省）」により対応する。
- 速やかに市教委や関係機関へ報告し、市教委の指示を受け、市教委や関係機関との連携を取りながら、管理職が中心となり学校全体で組織的に対応し迅速に事案の解決に向かう。
- 事案によっては学年及び学校のすべての保護者に説明する必要があることを想定し、当事者の同意を得た上での説明文書の配布や緊急保護者会の開催にも備えておく。
- マスコミ対応も考えられるため、対応窓口を一本化し予想される質問にも備えておく。

1 重大事態の発生・発見（役割は平常時から決めておく）

2 警察等の関係機関へ連絡

3 いじめ発生時の初期対応開始

4 市教委への報告

市教委が調査主体を判断

重大事態発生時の対策組織の設置 [学校が調査主体]

市教委の指示のもと、学校（全教職員）が主体となって調査・対応に臨む（必要に応じて平川市いじめ防止対策審議会も含む）。

- ①専門的知識及び経験を有する、人間関係・利害関係をもたない第三者が参加
- ②事実関係を明確にするための調査実施
- ③被害児童生徒及び保護者に対して適切な情報提供
- ④収束まで市教委の指導助言のもと全教職員で対応

【対応について】

校長→調査・対応等における教職員等への指示
市教委→学校への指導助言（調査・対応等における意思決定）、市長への報告、重大事態発生時の対策組織設置・運営、平川市いじめ防止対策審議会の招集、当該家庭への支援
教頭等→対外的な窓口、情報の収集
生徒指導主任・主事→教職員の動向の調整
各職員→児童生徒への対応（調査・指導等）

重大事態発生時の対策組織の設置 [市教委が調査主体]

市教委の招集した平川市いじめ防止対策審議会が主体となって調査・対応に臨む。

- ①専門的知識及び経験を有する、人間関係・利害関係をもたない第三者が参加
- ②事実関係を明確にするための調査実施
- ③被害児童生徒及び保護者に対して適切な情報提供
- ④収束まで市教委、平川市いじめ防止対策審議会、当該校全教職員で対応

【対応について】

教育長→調査・対応等における意思決定
市教委→重大事態発生時の対策組織設置・運営、平川市いじめ防止対策審議会の招集、学校への指導助言、市長への報告、当該家庭への支援
指導課長→対外的な窓口、情報の収集
校長→主体の判断を受けての指示
教頭→教職員の動向の調整
生徒指導主任・主事→校長・教頭の補佐
各職員→児童生徒への対応（調査・指導等）

●生命等にかかわることなど緊急を要する場合は速やかに連絡をする。

●市教委からの指示以外の対応として、事情聴取等、いじめ発生時の初期対応を速やかに開始する。

●早急に市教委へ一次報告をし、今後の対応についての指導助言を受ける。

●教育活動に支障が生じると判断した場合や、学校を調査主体にすることで効果が得られないと判断される場合等は市教委を調査主体とする。

VIII 学校いじめ防止プログラム

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。また**学校評価・教員評価**を活用し、PDCAサイクルを生かした評価と改善も必要である。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、児童生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

いじめ防止年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	職員朝会・生徒指導部会で情報伝達 いじめ対策組織・指導方針・年間計画策定 職員会議 方針等の共通理解	職員会議 生徒情報交換	職員会議 生徒情報交換	民生委員懇談 職員会議 生徒情報交換	職員会議 職員研修会 生徒情報交換	いじめ対策組織 ・情報共有 ・2、3学期計画 職員会議 生徒情報交換
防止対策	学級づくり・集団づくり・人間関係づくり 参観日での周知 家庭訪問	JUMP チーム 組織・啓発活動	小・中連携事業		保護者面談 防犯教室 ・情報モラル講話	行事を通して学級づくり・集団づくり・人間関係づくり
早期発見	参観日での周知 日常観察	いじめ調査 生活習慣アンケート 教育相談週間	いじめ調査 生活習慣アンケート	保護者面談		いじめ調査 生活習慣アンケート
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	職員朝会・生徒指導部会で情報伝達 職員会議 生徒情報交換	職員会議 生徒情報交換	職員会議 生徒情報交換	職員会議・研修 生徒情報交換	職員会議 生徒情報交換 新入生情報交換	いじめ対策組織 ・年度のふり返り ・次年度課題検討 職員会議 生徒情報交換
防止対策	行事を通して学級づくり・集団づくり・人間関係づくり	小・中連携事業		保護者面談	小・中連携事業	
早期発見	日常観察	いじめ調査 生活習慣アンケート 教育相談週間	保護者面談	いじめ調査 生活習慣アンケート	いじめ調査 生活習慣アンケート	

PDCAサイクルを生かした評価と改善

- 平常時の対策組織による年間2回程度の指導体制のチェックと評価と改善〔半期に1回〕
- 学校評価を活用した、具体的ないじめ防止対策にかかわる指導の評価と改善〔年に1回〕
- 「いじめを生まない土壌づくり」（人権教育、道徳教育、体験学習、特別活動、小中連携）等の取り組み状況の評価と改善〔行事ごと・年間を通して・学校評価と関連させて〕
- いじめ問題に関する学校の取組全般の振り返りと評価〔随時〕

IX 学校に求められる各関係機関及び地域等との連携

これまで示してきた通り、いじめが重大、または重大か判断に迷う場合、また学校だけで解決が困難な場合は、市教委や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。スムーズな連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換が大切である。また、小・中学校の相互の緻密な情報交換も必要である。

1 市教委との連携について

学校において、重大ないじめまたは重大か判断に迷うようないじめ、学校だけでは解決が困難ないじめの場合は、学校だけで抱え込まず、速やかに市教委へ報告し、問題の解決に向けて指導・助言、支援を受けなければならない（Ⅶ いじめ対応フローチャート 1 平常時 2 いじめ発生時 3 重大事態に至るいじめ発生時 を参照）。

特に、重大事態発生時においては、事案における学校からの一次報告を受け、市教委が調査主体を判断し、必要に応じて平川市いじめ防止対策審議会を招集するため、学校は迅速な報告及び遺漏のない調査・対応が求められる。

2 出席停止措置について

学校においては、早急ないじめの沈静化に向け、校長の指導監督の下に、学級担任はもとより生徒指導主任・主事その他の生徒指導担当の教員をはじめすべての教職員が一体となって、問題行動を起こす児童生徒に対する指導を行う必要がある。

また、問題行動を起こす児童生徒については、市教委に対し学校や児童生徒の状況を随時報告するなど連絡体制を十分とり、必要な指示や指導を受けながら対処する必要がある。

しかし、指導の効果があがらず、いじめられた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合、並びに他の児童生徒の心身の安全や学習する権利が著しく損なわれる場合、授業その他の教育活動の正常な実施が妨げられている状況の場合には、市教委及び平川市いじめ防止対策審議会等と連携し、出席停止等の懲戒処分を検討する必要がある。もし校長が必要と判断した場合は、市教委に報告または出席停止についての意見の具申をしなければならない。

3 警察との連携について

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、市教委の指導・助言等の支援を得て、早期に所轄の警察署（生活安全課等）や少年サポートセンター（弘前警察署生活安全課内）等に相談し、連携して対応することが必要である。そのためには、学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

なお、児童生徒の生命・身体の安全が脅かされるような緊急の場合は、校長の判断で直ちに通報するとともに市教委に迅速に第一報を入れなければならない。それを受けた市教委は必要に応じて平川市いじめ防止対策審議会の招集をし、学校と連携していじめ沈静化に向けた取組を進める。

4 地域等その他の関係機関等との連携について

加害側の児童生徒のおかれた背景に、家庭での愛情不足や家庭環境等の要因が考えられる場合には、民生・児童委員や社会福祉事務所、PTA、町会関係等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。また、そのためにも日頃より、学校はいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域の理解を得るように努めるとともに、PTAや地域の関係団体等とともにいじめ問題について協議する機会を設け、いじめ根絶に向けて地域ぐるみで取り組む必要がある。